

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会事務局長
(公 印 省 略)

入学祝金の請求手続きについて (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、貴所属会員に周知願います。

記

1 給付該当者

区 分	該当生年月日	事由発生日	給付金額	提出期限
小学校入学	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日	令和8年4月1日	10,000円	令和8年4月30日(木)
中学校入学	平成25年4月2日 ～ 平成26年4月1日			
高等学校等入学	平成22年4月2日 ～ 平成23年4月1日			

2 提出先

該当所属所	提出先
各教育事務所管内の幼稚園・小学校・中学校	各 支 部 (各 教 育 事 務 所)
仙台市内の幼・小・中・高等学校並びに教育庁各課及びその他の教育機関、上記以外の所属所	互 助 会 事 務 局 (福 利 課 内)

3 送金予定日 **令和8年6月15日(月)** (期限までに請求書の提出があったもの)

4 注意事項等

- (1) 高等学校等の入学は1回限りで、学校教育法に基づく高等学校(全日制・定時制・通信制)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校(高等課程)です。
- (2) **給付金の請求時効は、その事実が発生した日から3年間です。**
- (3) 中学校卒業の区分は、経過措置として令和6年3月31日までの給付対象者が該当になり、令和6年4月1日付けで廃止になりました。
- (4) 請求書用紙は、別添請求書又は福利課ホームページからダウンロードして使用し、所属所控えとして写しを保管願います。
- (5) 問合せについては、直接互助会事務局(総務事業班)までお願いします。

担当：一般財団法人宮城県教職員互助会
総務事業班 岩渕
電話：022-211-3678
FAX：022-211-3692